三 調 発第１１８号
令和元年１１月８日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　古　尾　圭　一

事　務　連　絡

平素は本会運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて」10 月 8 日付け日調連発第 190 号をもって通知されております。

今後は、完全オンライン申請により登記申請をされる会員が増加するものと予想されます。

現在職印台紙制度についても見直しを検討しておりますが、その前に適正に制度が運用されている必要があります。そこで書面申請はもちろん特にオンライン申請の場合の取扱いについて、再度適正な取扱いを徹底いただきますようお願いを申し上げます。

職印台紙の取扱いについては、すべての登記申請及び申出（嘱託登記を含む。）１件ごとに添付するよう決められています。

また、オンライン申請の場合には、過去に事務連絡（平成 22 年 1 月 14 付）にて以下のとおり通知しております。

●オンライン申請における職印台紙の取扱いについて

職印台紙規則第２条により登記の申請及び申し出をするときは（嘱託登記を含む。）、１件ごとに付録１の台紙（職印台紙）を添付いただいておりますが、オンライン申請をする場合は以下の方法で処理いただきますようお願いします。

①特例方式（半ライン）の場合

別記第１３号様式による書面に添付する。

②完全オンラインの場合

職印台紙に申請年月日、受付番号及び「使用済」を記載して保管する。

職印台紙規則の遵守について

今年度は職印台紙規則について、違反会員への措置も検討しております。職印台紙については、複製等の使用についても禁止されております。規則を遵守していただきますよう重ねてお願い申し上げます。